

改正法の概要と手続きフロー

1. 改正の背景

- (1) 90%が法や条例に基づかない自主調査による汚染の発見
- (2) 掘削除去による措置が85%
- (3) 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散

2. 主な改正点

- (1) 土壌汚染の状況を把握するための制度拡充 (新規)
 - 一定面積以上の土地の形質変更時に届出を義務化。土壌汚染のおそれのある場合には土壌汚染調査を実施 (知事命令)
 - 自主調査で土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定
 - 知事による土壌汚染情報の収集、整理、保存及び提供等 (努力義務)

- (2) 規制対象区域の分類による対策の明確化 (改正)

従来 : 指定区域のみ 今後 : 2つの区域に分類

区域の分類	土地の形質変更時に届出が必要な区域 形質変更時要届出区域
	盛土、封じ込め等の対策が必要な区域 要措置区域

- (3) 搬出土壌の適正処理 (新規)
 - 規制対象区域内の土壌の搬出の規制 (事前届出、計画の変更命令、運搬・処理基準違反時の措置命令)
 - 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務
 - 搬出土壌の処理業についての許可制度の新設

- (4) 指定調査機関の信頼性の向上 (新規)

5年ごとの更新制度の導入
技術管理者の設置及び業務監督

3. 改正法の制度手続きフロー

